

今回は、【固定資産税】
のお話です。

【名取市税よもやまばなし・第10回】

タックス君：これから新しく家を建てようと検討しているんだけど、新築住宅の場合、固定資産税は、高くなるのかなあ？

税子さん：家を新築する場合、新築後は一定期間、固定資産税が減額される措置があるのよ。対象となる住宅の要件にもよるけど、一般住宅だと新築後3年度分、長期優良住宅と呼ばれる住宅だと新築後5年度分、家屋の固定資産税額の2分の1が減額されるわ。

タックス君：2分の1も減額されるの！

税子さん：名取市では、この減額措置の申請書は家屋調査に来る職員さんから渡してもらえるんだって。

あとは、住宅を建てる土地についても特例措置が適用されるの。具体的には、200㎡以下の住宅用地については小規模住宅用地といって、固定資産税の課税標準額を評価額の6分の1の額とする措置があるのよ。

タックス君：今考えている土地は300㎡の住宅用地だから、200㎡までは特例措置が適用されるけど、残りの100㎡は適用されないのか…

税子さん：安心して！その場合、200㎡分は小規模住宅用地で、残り100㎡分は一般住宅用地といって、固定資産税の課税標準額を評価額の3分の1とする特例措置が適用されるの！

タックス君：家を建てるのは大変だけど、減額される措置があるのは助かるね！
教えてくれてありがとう。

固定資産税についてよくある質問

<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/1522.html>



名取市総務部税務課固定資産税係

電話 022-724-7112